

栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月10日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

1. 監査の種類及び根拠

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の対象及び監査期日

（現地監査）

治田保育園 令和8年5月27日（水）

（書類審査）

上記以外の市立こども園・保育園・幼稚園

3. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

梶原 美保

4. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。

また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取し監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

軽微な指摘事項については、その都度関係職員に対して改善を求めた。

施設や設備等の管理については、各園とも定期的に安全点検を実施して状態を把握し、不具合のある箇所について、幼児課や教育総務課と連携を取りながら、園児の安全確保に努められたい。

時間外勤務の発生状況については、定員規模や行事の多さ、職員の配置基準等により、各園により隔たりが見受けられたが、所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業

務分担の再確認等を行うとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進められたい。

また、不審者対応等の防犯対策については、必要に応じて警察や地域との更なる連携強化を図るなど、日頃からの対策を講じるとともに、数年前から防犯カメラが設置されてきたが、更に抑止力が高められるよう、防犯カメラによる録画を外部にアピールする看板について、設置場所や状態等を再確認されたい。

以上